

# 生徒規則

## I. 服装等

### 1. 制服

- ① 上着は、本校指定のブレザーを着用する。
- ② シャツは、本校指定のシャツを着用する。
- ③ 男子は本校指定のスラックスを着用する。  
女子は本校指定のスカート又はスラックスを着用する。
- ④ カーディガン・ベストは、本校指定のものを着用する。
- ⑤ ネクタイ・リボンを着用してもよいが本校指定の物とする。

\*着用について

寒暖にあわせて各自が判断し、定められた制服を正しく着用する。

### 2. 校章

- ① 制服のエンブレムおよび刺繍を校章のかわりとする。

### 3. 防寒具の着用

- ① 華美なもの着用の認めない。校舎内での防寒具の着用は原則認めない。ただし、始業前と終礼後はこの限りではない。

### 4. 靴

- ① 通学靴：通学には運動靴を用いることが望ましい。クロックス・下駄・ハイヒール・スリッパ等および下足ロッカーに入らない靴での通学は禁止する。
- ② 校内ばき：校舎内では指定の上ばきを使用する。
- ③ 体育館シューズ：体育館では指定のシューズを使用する。

### 5. 頭髪

端正な髪型とし、脱色、染色、パーマメント等は認めない。

### 6. 装身具

ピアス、ネックレス、指輪などのアクセサリ、化粧、まつエクなども含めて禁止する。

### 7. その他

一般に服装・所持品はすべて華美なものは禁止する。

## II. 通学

### 1. 登校時刻

始業予鈴（普通 8 時 35 分）までに登校する。

### 2. 下校時刻

平日は午後5時までに下校すること。

### 3. 休業日の登校

下記の日は原則として登校を禁止する。

- (1) 土日祝日 (2) 12月29日～1月3日 (3) その他学校が特に指定した日

### 4. 自転車通学

指定のステッカーを自転車につける。盗難等防止のため決められた場所に駐輪する。

### 5. 通学にあたっての諸注意

- (1) 交通法規を守り、安全に留意する。

(自転車2人乗り、並列走行、信号無視等をしない。) 道路交通法違反

- (2) 徒歩の場合は2列より拡がらないよう留意する。

## Ⅲ. 出欠の取り扱い

1. 病気その他、やむを得ない理由により出席を欠く場合は、適宜の方法でホームルーム担任に連絡すること。

2. 父母その他家族に死亡者があった場合には、その旨届け出て、つぎの日数内は忌引きすることができる。

1親等(父母) 5日、 2親等(祖父母、兄弟姉妹) 3日、  
3親等(伯叔父母、甥姪など) 1日

3. 公欠については別に定める。

## Ⅳ. 校内生活

### 1. 遅刻

遅刻した場合は、所定の場所で入室許可証を受け取った後、教室に入室する。

### 2. 外出・早退

始業時から放課後までの間の外出は認めない。外出の必要がある場合は、ホームルーム担任から外出・早退許可証を受け取って所持する。

### 3. 所持品

すべて記名する。また貴重品や多額の金銭は、できるだけ所持しないようにする。

### 4. 遺失物・紛失・盗難

校内で金品を無くしたり、拾ったりした場合は、ホームルーム担任又は係の先生に届ける。盗難にあったときは、ホームルーム担任及び生徒指導部の係に届けて、所定の用紙に必要事項を記入する。

5. 設備や備品の破損

誤って破損したときは、ホームルーム担任又は関係の先生に届け出る。原則として、実費弁償を求める。

6. 掲示等

必要があるときは、関係部に届け出ること。

※生徒会関係は行事活動部 生徒指導関係は生徒指導部

7. 施設・設備の利用

必要があるときは、借用願を関係の先生に提出して許可を得る。

8. 校内食堂

昼食は校内食堂を利用してもよい。

V. 校外生活

1. 外部諸団体への加盟・参加・出場等

校長の許可を得る。

2. 遊戯場等への立ち入り

高校生の入場が禁止されている飲食店や遊戯場（マージャン・パチンコ等）に立ち入らないこと。

3. アルバイト

アルバイトは真に必要な事情がない限りすべきではない。やむを得ずアルバイトをする場合は、保護者の責任とする。学校では許可書など発行できない。

4. 免許が必要な乗り物（原動機付自転車（ペダル付含む）、自動二輪車、普通自動車）

保護者の許可のない免許取得や、運転は禁止する。また、次の事項を厳守し、事故のないように充分注意する。

(1) 禁止事項

① 免許が必要な乗り物での登校。

（制服での乗車。校外学習・部活動等校外での学校行事を含む）

② 学校乗り付け。（帰宅後あるいは休日に私服で学校に乗ってくる）

③ 免許取得のための怠学。（欠席・欠課等）

5. 旅行

(1) 個人又は任意のグループによる宿泊を伴う旅行は（登山・スキー・学生村等を含む）

原則として保護者又は責任者の付き添いが必要で、後者の場合は保護者の承認を得ておく。

(2) 学校計画による旅行・合宿は別の規定による。

(3) 鉄道割引券(学割)受領は、事前に余裕ある日数をとって担任の先生に申し出て、事務室で受取る。

## VI. その他

1. 飲酒・喫煙・薬物乱用・遊戯場等への立ち入り・交通法規違反等、法規に抵触する行為は厳禁する。
2. 校内外に関わらず、問題行為については、本校の懲戒規定により、特別指導の対象とする。

## VII. 諸 願 届

つぎにあげる願や届は、そのたびに速やかに提出しなければならない。

### 1. 異動に関するもの

退学願、転学願、休学願、復学願。

### 2. 出欠に関するもの

欠席届、忌引届、欠課届、早退届、遅刻届、公欠願。

### 3. 変更に関するもの

保護者変更届、住所変更届。

### 4. その他

借用願、旅行届等。

※ 願や届は保護者から学校長にあてるものとし、所定の様式どおり、捺印の上ホームルーム担任に提出すること。